

## 風適法研修

5

1. 遵法を強みとして、法を味方とする
2. 法を理解することで、合理的思考法を身につける。

法律どおりにやって営業はできない

合理的判断・・・行政訴訟を起こして戦える

誰に対しても説明できる・・・ベースの考え方をしっかりする。

解釈がしっかりとできていないと全ての営業がだめになる。

↑

全店取消処分

積極的営業をしても、担当官から一目置かれる人になる

そのため必要なこと

10

担当官は何を心配しているのか  
どんなことをすると、担当官の顔をつぶすことになるか  
(わかって、行動すれば、人間関係ができる) ⇒ 反すればにらまれる

15

担当官は風適業者を信頼していない。⇒ 信頼を克ちえている業者に対して寛大な  
解釈をする

ガイドライン ⇒ 積極的に修正する ⇒ 法律の解釈を正しくできる人が  
(それ以外の人は勝手な判断をしない)

20

解釈

限定解釈

縮小解釈

拡大解釈

類推解釈

25

担当官の解釈の範囲はどのくらいかを知る。

人間関係 ⇒ 担当官の立場を理解する。・・・担当官も警察機構・警察大学  
で勉強する (担当官が罰せられることを勉強する)

30

行政を味方にすれば積極的な営業ができる。

行政 (担当官) がさすがと言うような、あるいは担当官が考える合理的な判断  
を行うことにより信頼を得る。

風適法は刑法の特別法

善良な風俗を守る事が目的

風適法 2 条 1～6 わいせつ関連 (売春は売春等防止法・・・風適法はわいせつ)

5 性風俗⇒一歩踏み込むと刑法犯になるのを一歩手前で防止する  
踏み込みすぎると刑法犯罪

2 条 7～8 賭博罪

※刑法の立法主旨

10 賭博・宝くじは何故悪いか

射幸心は人間の本能の一部。賭け事は勝負に熱中し、一握千金  
を得ようとする、勤労意欲をそこなう。

その上、家庭生活の破綻、国の経済の停滞を招く。

また、企業化された射幸心をあおる行為は暴力団を利する。

15

競馬・宝くじは特別法により認められる。

ただし、地方競馬・・・風適法の類推適応

場外馬券場→風適法の制限を受ける

賭博・・・偶然のことを期待して財物をかける

20

一時の娯楽に供するものは賭博とならない。

↓  
その場で消費されてしまう飲食物の類

金銭は額の多少を問わず、一時の娯楽に供するとはいえない。

(その場で消費される程度の金銭は認めてもいいのではな  
いか。 という少数説はある。)

## 刑法の犯罪構成要件

1.行為

2.違法性 立法趣旨に合っているか

5

3.責任能力 社会的に責められるか

精神異常・配所者・未成年・・・起訴されない

起こした行為に故意があるか・・・なければ罰せられない。

法人にも故意が必要。

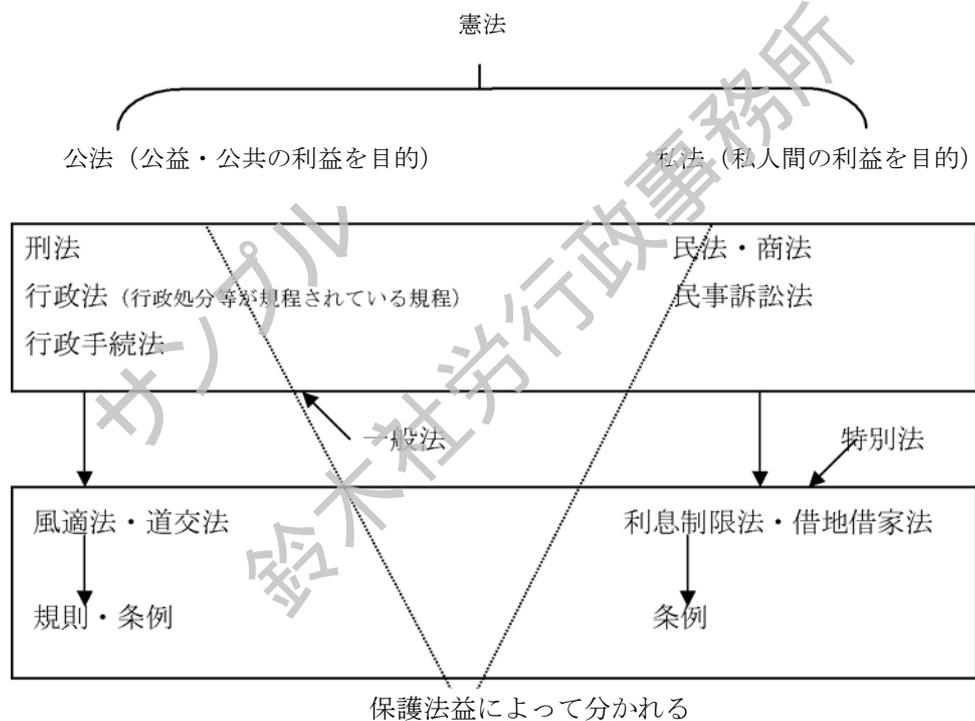
10

風適法を理解するためには刑法を理解しなければいけない。

刑法総論・・・阻却要因⇒違法性が排除される

また、公法の解釈論を理解する必要がある

15



20

25

30

特別法⇒特に詳しく定めた、一般法より具体的になっている

一般的に特別法優先の原理があつて、一般法より先に特別法の適用をする。

35

風適法は刑法の性格もあるが、行政法としての性格もある。

風適法で科せられる刑罰は 刑事罰と行政処分である。

一般的に刑事罰を確定させ、行政処分を下すことが多い。

平成18年1月17日開催全国理事会における警察庁 生活環境課 井口 斉 課長 講話(要旨)

平成18年1月17日開催 全国理事会における警察庁 生活環境課 井口 斉 課長 講話(要旨)

明けましておめでとうございます。警察庁生活安全局の生活環境課長の井口です。昨年中は、ご参会の皆様方には、私ども警察行政各般に亘りましてご理解ご協力を賜りました。この場を借りてお礼申し上げます。本日は、私どもが考えていること、あるいは皆様へのご期待について、お話をしたいと思います。

さて、パチンコ業界は今大転換期にあります。その中でどうあって欲しいかという話を前半にして、後半は行政として今後どういうことを考えているかについて話をします。

まず前半の話ですが、先に結論から申しますと、今年の大きな柱は2本です。1つは、遊技機の新基準機への入れ替え。もう1つは不正改造の防止です。言葉で言うのは簡単ですが、実際にやるのは大変だと思います。しかしそれは肅々と、かつ予定通り着実に進めることを考えています。

こういった2つの取組を行うには原因があります。その1つはあまりに高すぎる射幸性の問題。もう1つが不正改造の横行。この2つが大きな原因だと思います。

私は、昨年の夏にこのポストに就くまではヨコからパチンコに関する問題を見ていたのですが、高すぎる射幸性について問題意識を持っていました。もう普通の方について来れないような射幸性になった、だからファンが減って営業上も問題だということはこれは皆さん重々ご承知のことと思います。しかし、当時私は、違った観点からこの問題を見ていました。それは治安上の問題です。一般の国民から見れば、こちらの方が大問題なのではないかと思っています。簡単にいうと、のめり込み、中毒という問題です。1つは家庭崩壊があります。私の妻が学校関係の仕事をやっており、いろんな子供とつきあっていると、「朝ご飯食べていない」、「夕食はカップラーメン」という子供がいる。何故？と聞くと、「お母さんパチンコばかり」、「小遣いもお母さんに持っていかれる」と。仕事をしないお父さん、家事をしないお母さん、勉強も何もしない怠け者の息子ということが実際生じてしまっているのは大問題です。更にそれでは済まずにお金が足りないとサラ金、闇金融に手を出して経済破綻になります。ここまでは民事の話で済みます。ここから更に一步進むと、借金苦からの泥棒、強盗、主婦売春等刑事事件になります。刑事担当だった時代は、強盗や窃盗を捕まえて動機を聞くと、サラ金だという。なぜ借金したのかと聞くと、原因としてパチンコだ、スロットだというのが多かった。以前、監察部門も担当しており、身内の不祥事、例えば現職のお巡りさんが泥棒したとか、サラ金で首が回らなくなって失踪したという場合も、かなりの割合で、元々の原因はパチンコ・スロットでした。当時の私は、パチンコに対して否定的な立場でありまして、このままではパチンコは亡国の産業だ、という話をしたこともありました。高すぎる射幸性については、当時の私だけではなく、国民皆が問題にしていたと思います。

もう1つは不正改造の横行ということでありまして。先程の高すぎる射幸性とこの不正を足すとどうなるかという、詐欺賭博と言われかねない。

これは問題だ、これを放置することは社会正義に反するというのが、健全な国民の判断だと思います。

いろんな批判がくるのも当然だと思います。これを放置していた警察にも「警察は何をやっているんだ」と批判がきます。「お前等は業界と癒着しているんだろ」と週刊誌等で書かれているのはご承知の通りです。こういった事もあって、今回の規則改正に繋がったわけですから、これは来たるべくして来た改革だと思っています。これは、天変地異や災難ではなくて、それに至る経緯もあつたし、その原因は業界にもあつたと、そうご理解いただきたいと思っています。おまけに、パチンコ店が脱税のワースト表の中に入って、たっぷり儲けているじゃないかと、益々イメージダウンになってきています。こういった

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- 5 1 風俗営業等に係る人身取引の防止のための規定の整備  
(1) 刑法に新設された人身取引に関する罪を風俗営業の許可の欠格事由とする。  
(2) 接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び夜間における酒類提供飲食店営業を営む者は、その営業に関し客に接する業務に従事する者の就労資格を確認し、確認の結果を書面により保存しなければならないこととする(罰則担保)。
- 10 2 性風俗関連特殊営業の規制の強化  
(1) 公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から届出書の提出があったときは、その者に届出受理書を交付するものとし、性風俗関連特殊営業を営む者に対しその備付け及び提示を義務付けることとする。  
15 (2) 法第2条第7項第1号の営業(以下「デリバリーヘルス」という。)について、営業の本拠となる事務所に加え、客の依頼を受け付ける受付所及び派遣従業者の待機所を届出の対象とする。  
(3) 「デリバリーヘルス」の受付所について、店舗型性風俗特殊営業と同様の営業禁止区域等の規制を設けることとする。  
20 (4) 警察職員は、法の施行に必要な限度において、「デリバリーヘルス」に係る事務所、受付所又は待機所に立ち入ることができることとする。
- 3 風俗営業等に係る集客行為の規制の強化  
(1) 風俗営業等に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうことを禁止する(罰則担保)。  
25 (2) 性風俗関連特殊営業の禁止行為とされている人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等について、罰則を整備する。  
(3) 店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業について、届出を行った者以外の者は、これらの営業を営む目的で広告、宣伝等を行ってはならないことと  
30 する(罰則担保)。
- 4 少年指導委員に関する規定の整備  
(1) 少年指導委員の職務に関する規定を整備する。  
(2) 公安委員会は、少年指導委員に風俗営業の営業所等に立ち入らせることができることとする。  
35 (3) 守秘義務違反の罰則、研修の実施等の規定を整備する。
- 5 その他の規定の整備  
性風俗関連特殊営業の禁止区域等営業、無届営業等の罰則の強化その他所要の規  
定の整備を行う。
- 40 6 施行期日等

- (1) 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- (2) 所要の経過措置を設けることとする。

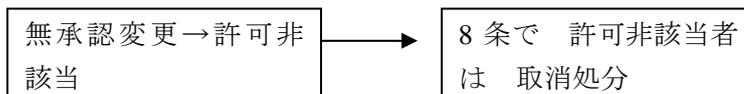
5

## 風適法改正の重要条文についての解説

### 1. 取消処分に該当する重要事項

① 今回の改正で パチンコ業界に大きな影響を与える改正がなされます。

10 現行までは 許可の基準に 50条1項(無承認構造変更)は含まれていませんでした。



今回の改正で、無承認構造変更をした者は許可をしてはならないと定められます。

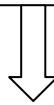
ですので 無承認構造変更者は 取消処分となり、法人にあっては全店許可の取り消しと言うこととなります。

15 現行でも、B物は26条の適用で取消処分となりますが(一部停止処分)今回は法律の条文で取り消しをしようとするものです。26条は裁量で取り消しをするものですから、裁量者の判断で取り消しは委ねられますが、条文は司法判断により送検されれば 取り消しになるという事です。

20 かいつまんで言えば、警察行政ではなく、検察が送検しただけで警察行政が温情を加える余地はなくなると言うことです。裁判所の判断となり 事実が確定した段階で取り消し処分。

② この条文で最も気をつけなければならないことは

現行：著しく射幸心をそそる遊技機に関する構造変更を無承認で導入した場合、取消処分 (26条および警察庁解釈基準)



改正：承認を受けないで営業所の構造又は設備(第四条第四項に規定する遊技機を含む。)の変更をした者(9条1項)

25 違いは **設備変更で変更承認をとらなかったものは B物でも ゴト防止のもの・その他島設備変更等**でも 取消処分をすることになることです。

今後注意すべきは、大工仕事等の修繕等が 軽微な変更にあたるかどうか、軽微でなく承認をとらなかったら 取消処分となってしまうことです。

30 唯一の救いは 取消処分条文(4条)が「次の各号に掲げるいずれかの事実が判明した

ときは、その許可を取り消すことができる。」となっていて、直ちに取り消しと  
ならない含みが残されていることです。

5

2. その他のパチンコ業に影響する改正としては

①量刑の変更（強化）

a. 49条 1年以下の懲役もしくは**百万円以下の罰金**→2年以下の懲役若しくは  
10 **二百万円以下の罰金**

b. 50条 無承認構造変更は六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金  
→一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

②50条2項で 18歳未満の深夜における接客業務就業について、「当該十八歳未満の  
者の**年齢を知らないことを理由**として、処罰を免れることができない」

15 とされ、18歳未満の者の関与に関して ホール側の確認義務を明記しました。

③従業者名簿の記載に当たって 接待営業者は36条の2で 生年月日 戸籍 外  
国人にあっては在留資格若しくは永住資格について 公的書類による確認を義  
務づけています。

20

量刑やそのたパチンコに関連する変更は他にもあります。今回は代表的な物に限  
らせていただきます。

3. 今回の改正に対する雑感

今回の改正の趣旨を警察庁は次の通りとしています。

25

- 1 風俗営業等に係る人身取引の防止のための規定の整備
- 2 性風俗関連特殊営業の規制の強化
- 3 風俗営業等に係る集客行為の規制の強化
- 4 少年指導委員に関する規定の整備
- 5 その他の規定の整備

30

改正に関連する重要条文抜粋（色字は鈴木が編集）

35

第五十条次の各号のいずれかに該当する者は、**一年以下の懲役若し  
くは百万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

一**第九条第一項(第二十条第十項において準用する場合を含む。  
以下この号及び次号において同じ。)**の規定に違反して**第九条第  
一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備(第四条第四項に  
40 規定する遊技機を含む。)**の変更をした者

罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。

- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の
- 5 日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七條の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第五十七條(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

10

別表第1 風俗営業・飲食店営業・興行場営業・特定性風俗物品販売等営業・接客業務受託営業の量定基準(抄)

<p>第3条第1項、第49条第1号(無許可風俗営業)</p> <p>第9条第1項、第50条第1項第1号・第2号(構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得)</p> <p>第11条、第49条第3号(名義貸し禁止違反)</p> <p>第20条第10項(第9条第1項)、第50条第1項第1号・第2号</p> <p>(遊技機の無承認変更、偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得)</p> <p>第22条第3号、第50条第1項第4号(禁止行為(年少者接待業務従事禁止違反))</p> <p>第22条第4号、第50条第1項第4号(禁止行為(年少者接客業務従事禁止違反))</p> <p>第26条第1項、第49条第4号(営業停止命令違反)</p> <p>出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪であって、風俗営業若しくは飲食店営業若しくは接客業務受託営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの</p>	<p>風俗営業は許可取消し</p>
<p>第10条の2第1項、第50条第1項第3号(不正の手段による承認の取得)</p>	<p>営業停止 40日～180日</p> <p>(基準期間 90日)</p>

<p>第 20 条第 1 項(遊技機規制違反)</p> <p>第 22 条第 1 号、第 52 条第 1 号(禁止行為(客引き禁止違反))</p> <p>第 22 条第 2 号、第 52 条第 1 号(禁止行為(客引き準備行為禁止違反))</p> <p>第 22 条第 5 号、第 50 条第 1 項第 4 号(禁止行為(年少者の立ち入らせ禁止違反))</p> <p>第 22 条第 6 号、第 50 条第 1 項第 4 号(禁止行為(未成年者に対する酒類・たばこ提供禁止違反))</p> <p>第 16 条、第 25 条(広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反)</p>	
--	--

<p>第 3 条第 2 項(許可の条件違反)</p> <p>第 13 条(営業時間制限違反)</p> <p>第 23 条第 1 項第 1 号、第 52 条第 2 号(遊技場営業者の禁止行為(現金等提供禁止違反))</p> <p>第 23 条第 1 項第 2 号、第 52 条第 2 号(遊技場営業者の禁止行為(賞品買取り禁止違反))</p> <p>第 23 条第 2 項、第 52 条第 3 号(遊技場営業者の禁止行為(賞品提供禁止違反))</p>	<p>営業停止 20 日～180 日 (基準期間 40 日)</p>
--	--

<p>第 12 条(構造・設備維持義務違反)</p> <p>第 15 条(騒音・振動規制違反)</p> <p>第 16 条(広告・宣伝規制違反)</p> <p>第 18 条の 2(接客従業者に対する拘束的行為の規制違反)</p> <p>第 19 条(遊技料金等規制違反)</p> <p>第 20 条第 10 項(第 9 条第 3 項第 2 号)、第 55 条第 3 号(遊技機変更届出義務違反)</p> <p>第 33 条第 6 項(第 18 条の 2)(接客従業者に対する拘束的行為の規制違反)</p> <p>第 36 条、第 53 条第 3 号(従業者名簿備付け記載義務違反)</p>	<p>営業停止 10 日～80 日 (基準期間 20 日)</p> <p>ただし、第 20 条第 10 項(第 9 条第 3 項第 2 号)、第 55 条第 3 号(遊技機変更届出義務違反)は基準期間 30 日とする</p>
--	--

<p>第 36 条の 2 第 1 項、第 53 条第 4 号(接客従業者の生年月日等の確認義務違反)</p> <p>第 36 条の 2 第 2 項、第 53 条第 5 号(接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反)</p> <p>第 37 条第 1 項、第 53 条第 6 号(報告・資料提出義務違反)</p> <p>第 37 条第 2 項、第 38 条の 2 第 1 項、第 53 条第 7 号(立入の拒否、妨害、忌避)</p>	<p>営業停止 10 日～80 日 (基準期間 20 日)</p> <p>ただし、第 20 条第 10 項(第 9 条第 3 項第 2 号)、第 55 条第 3 号(遊技機変更届出義務違反)は基準期間 30 日とする</p>
--	--

<p>第 9 条第 5 項後段、第 54 条第 2 号(特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反)</p> <p>第 10 条の 2 第 2 項、第 54 条第 3 号(特例風俗営業者認定申請書等虚偽記載)</p> <p>第 14 条(照度規制違反)</p> <p>第 23 条第 1 項第 3 号、第 23 条第 3 項、第 54 条第 4 号(遊技場営業者の禁止行為(遊技球等持ち出し禁止違反))</p> <p>第 23 条第 1 項第 4 号、第 23 条第 3 項、第 54 条第 4 号(遊技場営業者の禁止行為(遊技球等保管書面発行禁止違反))</p> <p>第 24 条第 1 項、第 54 条第 5 号(管理者選任義務違反)</p>	<p>営業停止 5 日～40 日 (基準期間 14 日)</p>
---	--------------------------------------

<p>第 9 条第 3 項、第 55 条第 3 号(変更届出義務違反)</p> <p>第 10 条の 2 第 7 項第 2 号・第 3 号、第 55 条第 5 号(認定証返納義務違反)</p>	<p>営業停止 5 日～20 日 (基準期間 7 日)</p>
--	-------------------------------------

<p>第 5 条第 4 項(許可証亡失・滅失届出義務違反)</p> <p>第 6 条、第 55 条第 1 号(許可証等掲示義務違反)</p> <p>第 7 条第 5 項、第 55 条第 2 号(相続承認時許可証書換え義務違反)</p>	<p>指示に限る (当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業</p>
---	--

第7条の2第3項(第7条第5項)、第55条第2号(合併承認時許可証書換え義務違反)	停止命令を行う)
第7条の3第3項(第7条第5項)、第55条第2号(分割承認時許可証書換え義務違反)	
第9条第4項(変更届出に係る許可証書換え義務違反)	
第10条第1項第3号、第55条第4号(許可証返納義務違反)	
第10条の2第5項(認定証亡失・滅失届出義務違反)	
第17条(料金表示義務違反)	
第18条(年少者立入禁止表示義務違反)	
第24条第7項(管理者講習受講義務違反)	

5 平成18年8月9日判決言渡同日原本交付裁判所書記官  
平成17年(行ウ)第19号風俗営業許可取消請求事件  
口頭弁論終結日平成18年6月14日  
主文

- 10 1 原告らの請求をいずれも棄却する。  
2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

- 15 1 岐阜県公安委員会が株式会社[ ]に対し平成17年12月13日付けで  
した風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律3条1項による同法2  
条1項7号のぱちんこ屋の営業許可処分を取り消す。  
2 岐阜県公安委員会が株式会社[ ]に対し平成17年12月13日付けで  
した同法3条1項による同法2条1項8号のゲームセンターの営業許可処分を  
取り消す。  
3 訴訟費用は被告の負担とする。

- 20 , 本件駐車場は、本件建物の前面入り口  
から引き続いて南方面に広がる平面駐車場であり、本件パチンコ店等並びに  
本件建物内のそれ以外の施設及び物販施設の来客車両ごとに駐車場を区切る  
境界標、柵等の設備はなく、全体として一面の駐車場であるから、本件建物  
と一体の構造を有するものといえることができる。しかしながら、他方で本  
25 駐車場は本棟及び別棟とも一体の構造を有する[ ]大垣内の全施設  
の共用駐車場であり、風俗営業を営む本件パチンコ店等への来客車両のみな  
らず本件建物内のその他の施設及び物販施設への来客車両も利用するもの  
である。そして、本件パチンコ店等と本件建物内のその他の施設及び物販施設  
の店舗の規模、営業内容及び営業形態等を比較した場合、本件駐車場を利用

する車両数の内物販施設への来客車両も相当数存在し、本件パチンコ店等への来客車両数その大半を占めるものとは認められない（                    大垣開設前の予測によれば、                    への自動車来台数のうち**本件建物への自動車来台数は3割程度**とされており〔本件パチンコ店等の営業の用に供される施設ではあるものの、物販施設である本棟及び別棟の存在、並びに、物販施設等への多数の来客車両の存在により、善良な風俗環境及び少年の健全な育成を害するおそれのある風俗営業の用に供される施設としての性質がかなりの程度薄められているものと認められる。〕

したがって、**本件駐車場は、専ら本件パチンコ店等の営業の用に供される施設**とはいえないから、本件パチンコ店等風俗営業の「営業所」とは認められず、この点に関する原告らの主張は採用できない。

よって、本件における「営業所」とは、本件建物自体となるところ、本件建物がA小等から100メートル以上離れていることに争いはないから、本件処分は風営法等の距離制限規定には違反しない。

平成 10(行ウ)37

指示処分無効確認等請求事件

平成 12 年 08 月 09 日

名古屋地方裁判所

## 主 文

- 一 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第一 請求

被告が原告に対し、平成一〇年四月二三日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律一九条、同法施行規則二九条二項一号違反により、同法二五条に基づきなした指示処分（達生保第一九五号）を取り消す。

### 第二 事案の概要

一 本件は、パチンコ店を経営する原告が、被告が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成一〇年法律第五五号による改正前のもの。以下「法」という。）一九条、同法施行規則（平成一〇年一〇月二〇日号外国家公安委員会規則第一四号による改正前のもの。以下「施行規則」という。）二九条二項一号イ違反を理由として、法二五条に基づき、原告に対してなした指示処分の取消しを求めている抗告訴訟である。

### 二 争いのない事実等

#### 1 当事者等

(一) 原告は、パチンコホール及び遊戯場を経営する株式会社であり、平成



号イが規定する等価性の基準に違反しているというべきである。

5 付言するに、本件違反行為は、いわゆる**特殊賞品に関する等価性の基準違反行為**であるが、原告から本件賞品の提供を受けた遊技客が本件賞品を景品交換者に持ち込み、二〇〇円の現金を手にするためには、三三六円相当分の八四個のパチンコ玉を獲得するか、二八〇円相当分の一四枚の通常型のスロットマシンのメダルを獲得する必要があったところ、原告の本件違反行為の下では、二〇〇円相当分の沖縄スロットのメダル一〇枚を獲得すればよく、客にとって少ない成果で同額の換金を得られることになるから、客が、出玉率を考慮しながらも、右有利性にひかれて、沖縄スロットに走ることは目に見えており、現に前記第三の一のとおり、原告も沖縄スロットの有利性を宣伝して沖縄スロットでの遊技を誘い、客の射幸心をあおっていると認められるのである。したがって、この点からしても本件違反行為が、公益要件を充足することは明らかである。

控訴審

平成12(行コ)44

平成13年05月29日

名古屋高等裁判所

20 控訴人は、本件賞品は、第三者（景品交換所）に買い取ってもらうことを前提とした特殊賞品であり、**景品交換所での買取価格が200円**であるから、本件賞品の価格についても、それを前提として判断すべきである旨主張する。しかし、ぱちんこ屋の営業者が客に提供する賞品は、一般に日常生活の用に供すると考えられる物品とされており（施行規則29条2項2号）、  
25 ぱちんこ屋の営業者が客に提供した賞品を買い取ることは禁止されているのであるから（法23条1項2号）、**客が賞品を景品交換所に買い取ってもらうかどうかは、賞品を受領した後に、客の自由な判断によって行われるものであるというほかないのであり、実際に本件賞品を受け取った客の大部分が景品交換所に買い取ってもらっているとしても、そのような事態を法や施行規則が前提としているわけではないから、賞品価格については一般的な市場価格により判断せざるを得ないのである。よって、控訴人の上記主張も採用できない。」**

35

40

